

1 令和8年
月号

協会
けんぽ

石川支部 からののお知らせ

事業所内で回覧してください



協会けんぽ石川支部
LINE公式アカウント

友だち追加は
コチラから



従業員・ご家族の皆様でご登録を！



協会けんぽでは、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に、**健診の費用補助を実施**しています。
令和8年4月1日からは、費用補助の対象となる健診の「種類」と「年齢」が拡大されます。
より受診しやすく、内容も充実した **協会けんぽの健診** をぜひご利用ください。

1

令和8年度から 人間ドック健診の費用補助がスタート！

生活習慣病予防健診に加え、
新たに**人間ドック健診への費用補助**が始まり、
健診の選択肢が広がります。

対象者 **35歳以上の被保険者(ご本人)**

補助額 **最大25,000円**

※健診費用から補助額を差し引きした金額が
自己負担額となります。



2 若年層の健診費用も補助！

35歳以上の方を対象としていた生活習慣病予防健診について、
就業等で生活習慣が大きく変化する**若年層**にも、新たに**健診費用を補助**します。 ※胃・大腸がん検診の検査項目を除く。

新たに対象となる年齢

20歳・25歳・30歳の被保険者(ご本人)



3 生活習慣病予防健診の健診項目に **骨粗鬆症検診** が追加！

これまで以上に女性の健康に注目し、新たに**骨粗鬆症の予防と早期発見につなげるための検査項目を追加**します。一般健診とあわせて受診が可能です。

対象者 **40歳以上の偶数年齢の女性被保険者(ご本人)**



お問い合わせ

● 令和8年度からの健診に関すること

保健グループ TEL 076-264-7200 (音声ガイダンス②)

令和8年1月13日 サービス開始 電子申請サービス

PC・スマホから
申請可能



協会けんぽでは、これまで「紙」の申請書により行っていた各種お手続きについて、オンラインで申請できる「電子申請サービス」を開始しました。協会けんぽが取り扱う現金給付申請をはじめ、健康保険の主要なお手続きにご利用いただけます。

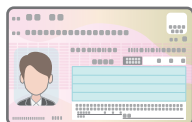
申請できる方

協会けんぽにご加入の
被保険者(ご本人)^{※1}

社会保険労務士

申請方法

ご自身の
マイナンバーカードを
利用して申請



社会保険労務士用の
ユーザーID/パスワード
(事前に発行手続きが必要)で
ログインして申請^{※2}



留意事項

- ・事業主は電子申請をご利用いただけません。
- ・社会保険労務士を除き、申請者に代わって
代理人が電子申請を行うことはできません。



※1 一部の申請については、被扶養者(ご家族)もご利用いただけます。

※2 社会保険労務士が申請する場合は、申請者ご本人の委任状が必要です。

電子申請サービスについて詳しくはコチラから▶

協会けんぽ 電子申請サービス 検索



協会けんぽ石川支部 移転のお知らせ

移転日

令和8年3月23日(月)

▲現住所での業務は令和8年3月19日(木)までとなります。

新住所

〒920-8767 ※

金沢市広岡3-3-11 JR金沢駅西第四NKビル7階

※個別郵便番号のため、郵便番号の変更はありません。



電話番号の変更はありません

TEL 076-264-7200 (代表)



協会けんぽの
メールマガジン

健康保険の
最新情報を
お届け

登録&バックナンバーはコチラから▶

